

農業資材審議会飼料分科会における部会の設置について（案）

第一条 農業資材審議会令第六条の規定により、飼料分科会に、次の表の上欄に掲げる部会を置き、これら
の部会の所掌事務は、飼料分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
飼料安全部会	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。）第二条第三項、第三条第二項、第五条第三項、第二十三条、第二十五条第四項及び第五十一条第二項並びに愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第五条第二項及び第七条の規定により農業資材審議会（以下「審議会」という。）の権限に属せられた事項（遺伝子組換え飼料部会に関するものを除く。）を処理すること。
遺伝子組換え飼料部会	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。）第二条第二項の規定により審議会の権限に属せられた事項（組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物に関するものに限る。）を処理すること。
飼料栄養部会	飼料安全法第二十六条第六項及び第三十二条第二項の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること。

第二条 飼料安全部会の議決のうち、飼料安全法第三条第二項の規定により審議会の権限に属せられた事項の処理に関する議決（同項の規定により基準又は規格を改正する場合に限る。）は、飼料分科会の議決とする。ただし、当該部会において、飼料分科会における審議が必要とされた場合はこの限りではない。

第三条 飼料栄養部会の議決は、飼料分科会の議決とする。ただし、当該部会において、飼料分科会における審議が必要とされた場合は、この限りでない。